

はじめに

すべての子どもと本との幸せな出会いを願い、2014年3月に策定した「第2次多気町子どもの読書活動推進計画」による取り組みも5年が経過しました。この間、多くの皆様のご理解ご支援をいただき、さまざまな成果が生まれています。

2017年度には、小中7校の学校司書と公共図書館司書の実践記録が全国コンクール（図書館を使った調べる学習コンクール：図書館振興財団）において優秀賞・日本図書館協会賞を受賞しました。

さらに、全国学力・学習状況調査によれば、多気町の子どもたちの図書館利用率は全国や三重県の数値より高く、読書量も多いといううれしい結果が出ています。その背景には、全国に先駆けてすべての小中学校に学校司書を配置してきたことや、二つの公共図書館の存在があります。更には、多くの関係する皆様のたゆまぬ努力があります。

子どもたちは私たちの未来であり、多気町を担う存在です。子どもたちには未来を心豊かに生きてほしいと願います。こうした意味からも、人間形成に大きく寄与する子どもたちの読書活動は重要であり、そのための読書環境の整備は私たちに課せられた責務であると考えます。

ここに更なる子どもたちの読書活動の充実と、読書環境の整備をより確かなものとするため、第3次計画を策定しました。多気町のすべての子どもたちが幸せな本との出会いにより支えられ励まされて生きていくことを願ってやみません。

この推進計画の実現は、行政の積極的な取り組みはもとより、町民の皆様や関係者の皆様のお力添えなくしてはかないません。今後とも一層のご理解とご支援をよろしくお願いします。

2019年4月

多気町長 久保行央

多気町子どもの読書活動推進計画目次

第1章 計画策定の趣旨	3
第2章 計画の基本的な方針	4
第3章 第2次計画における目標の達成状況及び今後の課題	
1. 家庭・地域	5
2. 保育園	6
3. 学校	7
4. 町立図書館	10
第4章 第3次計画の目標と方策	
1. 家庭・地域	13
2. 保育園	13
3. 学校	14
4. 町立図書館	15
第5章 計画の実現に向けて	16
《参考資料》	
子どもの読書活動の推進に関する法律（文部科学省）	17

第1章 計画の趣旨

多気町ではすべての子ども 注1※と本との幸せな出会いを願い、そのために講ずるべき地域社会としての責任を明確に位置づけるために、2009年3月に「多気町子どもの読書活動推進計画」、2014年3月に「第2次多気町子どもの読書活動推進計画」を策定し、10年間にわたって取り組んできました。このたび、「第3次多気町子どもの読書活動推進計画」を策定するにあたり、改めて「子どもの読書」について再考するものです。

様々な電子メディア 注2※の浸透に伴い、子どもたちの体験も少なくなり豊かな言葉も育たないため、人との関係を築くのも困難になってきていると言われてしています。

その調査・研究では、すでに「依存症」などの弊害も数多く指摘されており、町全体で学びの場づくりを地道に続けているところです。大人の側がどう関わるかが、問われているといえます。

何よりもまず、子どもたちが、自然の中で「生きものとして」生きることが基本です。様々な遊びを通して、五感が培われ、言葉が生まれ、そこで初めて人と人との関係もあたたかく築かれていきます。子どもたちにとっての「読書」とは、この様な生活とともにある営みであってほしいと考えます。

これらのことから、読書は強要されるものではなく、「本」はおもしろいもの、支えてくれるもの、という「信頼感・安心感」こそを手渡していきたいと考えます。出会った物語の世界でのびのびと冒険したり、自然の不思議を堪能することで、「本」が自分の“今”を楽しませ励ましてくれることを知った子どもは、その後も楽しみたい時、困った時、難なく本を利用しようとするでしょう。そして、その力は、一生涯、その子を支えてくれます。

私たち大人には、子どもが子どもらしく、のびやかに、子ども時代を十分に生きることができるよう支え、未来を信じ前を向いて生きていこうと思えるよう励ましていく役目があります。「児童憲章」（1951年）でも謳われているように、あたたかい環境の中で安心して、しっかりと食べ、眠り、遊ぶことを保障すること。それと同じように、あたたかい声で言葉をかけられ、物語を手渡してもらうことが、その子の一生の基礎を作り、困難に立ち向かい乗り越える勇気をも得ることになるのだと考えます。

公共図書館・学校図書館を取り巻く環境の整備には、だからこそ大きな責任が伴います。子どもたちがひとりの人として、学ぶ喜びを知り、まわりの人たちと手と手を携えて生きようとする“自立”と“共生”を支えていく役割だからです。

そのために、この「第3次多気町子どもの読書活動推進計画」が、役立てられるよう心から願います。そして、多くの子どもたちに関わる大人、行政、地域社会の責任を全うし、子どもが育つまちづくり、読書環境の整備に努めていくことを、ここに明記いたします。

注1※ 子ども：おおむね18歳までの者。

注2※ ここで言う「電子メディア」とは、テレビ・DVD・ゲーム・パソコン・インターネット・携帯電話・スマートフォンなどのこと。それらの有効性を否定するのではなく、成長期の子どもたちの「接触時間の長さ」とその影響について言及されていることを指す。

第2章 計画の基本的な方針

この推進計画は、すべての子どもと本との幸せな出会いを願い読書環境を整備するために、次のことを目標とします。

- 1 地域・社会全体で連携して子どもの読書環境の整備・充実を推進します。
- 2 学校図書館などを充実させ、読書の楽しさと自ら学び考える力を育むことのできる環境をつくります。
- 3 町立図書館の全域サービスを実現して、すべての子どもたちが自由に本と出会うことができる環境をつくります。

なお、読書は、本来個人的、内面的な営みであり、大人が強制したり干渉したりするものではありません。大人の役割は子どもたちが生き生きと暮らし、人生を豊かにするためのさまざまな取り組みの一つとして、子どもたちが本と出会い、本の楽しさを自ら発見する機会を与えることです。すなわち、この計画は、自由で自主的な子どもの読書を保障するための読書環境の整備を目指すものです。

第3章 第2次計画における目標の達成状況及び今後の課題

1. 家庭・地域

子どもが、子どもらしく日々を過ごし、また大人へと成長してゆく過程で、もっとも抛り所となり、安心して過ごすことができるのが家庭です。あたたかく見守ってくれる存在があるからこそ安心して育つことができます。家族とともに、わらべうたや絵本・物語を楽しみ、毎日の生活の中で想像力をふくらませながら遊び、様々な体験を積み重ねることによって、人間形成の基礎・土台ができます。大人のあり方次第で、子どもの成長が左右されるといっても過言ではありません。また、地域では多気町にある2つの図書館が核となり、すべての子どもたちが本に親しめるよう、司書が水先案内人となり、読書活動の啓発を図ることが求められます。子どもが“自然”と“本”にふれあい、出会えるように、大人への理解を促し、さらなる読書環境の整備をすすめていきます。

(1) 目標の達成状況

① 家庭での読書習慣の形成

ブックスタートや保育園での移動図書館注1※・保護者向け講座を行いました。低年齢児のいる家庭では読書習慣の形成が進んでいます。一方で「個々の家庭による差異」「大人の多忙感」が難しい課題として見えてきました。「幅広い世代への理解促進」も残された課題です。

② 地域全体への理解の促進

学校、福祉、人権や青少年育成の担当者など、関係機関・関係者との連携がいっそう進んでいます。

「勢和図書館20歳おめでとう企画」で、地域住民・利用者の自発的・積極的な関わりをいただきました。これまでの図書館活動が地域に根付き、誇りに思われていることが実証されたと考えます。

注1※ 移動図書館：書籍などの資料を載せた自動車を利用して図書館を利用しにくい地域の人のために巡回する図書館。

(2) 今後の課題

第2次推進計画から5年の間、さらに様々な取り組みがなされてきました。地域の大人の方たちに講演会や講座などを通して、子どもの育ちに関わる読書の重要性を伝えていきます。しかし、生活様式や価値観の変化、また多忙さなどから「子どもと本がつながる時間」が家庭から少なくなっているのが現状です。「つなぐ」のは家庭の大人の役割です。それが「楽しい時間」であることを実感し重要性への理解につながるよう、家庭や地域に働きかける必要があります。

2. 保育園

一日の多くの時間を過ごす保育園で、子どもたちは年齢に応じて様々な遊びや本との出会いを通して、豊かで安定した心を育んでいきます。感性や知的好奇心を刺激する絵本や図鑑が子どもたちに限らない想像力を育み、ものごとを深く考える力と言葉を育てます。

園では、読み聞かせてもらう喜びを子どもたちに十分体験させ、読み聞かせの大切さを保護者に啓発し家庭とともに、子どもの人間形成の基礎を担っていきます。

(1) 目標の達成状況

① 保育園の読書環境の整備・充実

2年間取り組んだ移動図書館は継続できなくなりましたが、その際購入した本を移管し、親子で直接本を手にとれる絵本コーナーを設置しました。また、限られた予算での本の購入や場所を工夫しながら読書環境の整備・充実が進められました。

② 保育士の研修の充実

図書館司書や外部から講師を招いて発達に応じた絵本について研修をしました。また、子どもの成長と絵本の関わりを学ぶ図書館開催の研修にも参加しました。

③ 読書の重要性についての家庭への理解の促進

読書が幼児の成長に重要な役割を果たすことについて、理解を深めるために、各種たより、親子向けおはなし会、保護者向け講演会を行ったことにより理解が進みました。

④ 町立図書館との連携

町立図書館司書によるワークショップ、連続講座、おはなし会など積極的な連携により、図書館が園児、保護者、職員にとって身近な存在となりました。

また、保育士の研修の機会を保障するため、町立図書館との合同研修会を実施しました。

(2) 今後の課題

保育園での集団生活では、日常のくらしと絵本・物語で広がる世界は深くつながっており、子どもたちの大きな楽しみとなっています。

午睡・降園前や戸外活動後、体を休めたいときなど様々な機会に、読み聞かせなどが行われています。各園、町立図書館の団体貸出を利用したり、絵本コーナーを設けたり、家庭への貸出を行ったりするなど、それぞれの園で努力がなされていますが、すべての子どもたちが日常的に本に親しめる環境が十分に整っているとは言えません。

しかし、保育園時代の子どもたちにとっての読書（本と出会うこと・読んでもらうこと）は、すべての活動のもっとも基本となり下支えとなるものです。

次世代を担う子どもたちに、より良い読書環境を提供できるよう努めることが必要とされます。町立図書館とさらなる信頼関係を築き、連携していきます。

① 魅力のある本が身近にあること

不思議に感じたことをすぐ調べたり、読んでもらった絵本から様々な遊びに発展したりできるように、自由な楽しみ方を自然に促すことができるような雰囲気作りが必要です。

② 貸出絵本の充実

保護者に直接読んでもらうことで、聞く力や想像力が育まれ、それが将来自分で読む力につながっていきます。保護者の愛情に包まれて読んでもらう心地よさは何事にも代え難く、子どもたちが安心して成長していける支えとなります。

町内全保育園で貸出絵本を継続していきます。

③ 読み聞かせの大切さや楽しさを家庭に知らせていくこと

家庭において保護者が子どもに絵本を読むことは、子どもたちにとって大きな喜びであるとともに成長への支えとなる安心感を得ることとなります。そのため、町立図書館と連携し、司書に講師依頼をしたり、外部講師を招いたりして、保護者に対して、絵本講座等、子どもが乳幼児期から本にふれあうことの大切さを実感してもらえらるような機会をさらに充実することが望まれます。

3. 学校

「学力の向上」は、学校が取り組むべき大きな課題です。ただ学力調査等で数値化される学力は、子どもの能力の一部を静止画的に表したものにすぎません。子どもにつけたい確かな学力は、生涯にわたって必要とされる動的な力であり、豊かさを備えた学力です。

読書は、子どもの知的な活動を推進し、望ましい人間形成や情操を養ううえでも大きな役割を果たし豊かな学びを支えています。学校の教育活動では、本に親しむ生活習慣や態度を育成するために、豊かな読書経験の機会をつくり、自ら進んで本を読もうとする意欲を高めていくことを目指しています。そこで、学校図書館においては次の2つの機能を一層高めていく取り組みを進めてきました。

- 子どもが読みたい本を探したり、気に入った本を借りたりする読書センターの機能
- 学習活動において、「調べ学習」を支えていく学習・情報センターの機能

(1) 目標の達成状況

① 計画的な図書館運営

学校の教育運営計画に学校図書館の運営方針・年間計画を関連付け、司書も職員会議に参加し、教職員全員の共通理解の上で図書館運営が進められています。

② 学校司書の充実

2006年度に町内全小中学校に司書が配置され、12年が経過しました。2017年度に図書館振興財団主催「全国調べる学習コンクール」において、学校司書として教職員への支援、学校図書館における司書の専門性が高く評価されました。

学校司書と公共図書館司書との合同研修会を進めたことによって、学校司書の専門性の向上も図られてきました。

③ 学校図書館資料の充実

蔵書に関しては、学校図書館図書標準に照らし合わせ、量と質の両面から充実を図ってきました。しかしながら、利用が多く傷みの激しい資料の買い換えや、子どもたちのリクエストに応えられる選書は限られた予算の中では難しい状況にあります。今後も子どもたちにとってより魅力的な本や授業で役立つ図書館資料の選書の充実と、資料の紹介やリスト化に努めていく必要があります。

④ 学校図書館環境の充実

調べる学習の実践発表を進めた中で、図書館の役割が「本との出会いの場」であり、「交流や文化活動をする広場」でもあることが具体性をもって明らかとなってきました。子どもや教職員の潜在的な要望にも応えられるよう本の提供を進めるとともに、図書館の幅広い多様な活用についての可能性を見つけていくことが必要です。

⑤ 読書活動・学習活動の支援

学校図書館が子どもたちの日常にある図書館として根付いてきています。それは司書が子どもたちとのかかわりを通して信頼関係を築き、一人ひとりの成長や個性に合わせて本をつないでいく地道な積み重ねを進めたからだと考えられます。また、オリエンテーション、読み聞かせ、ストーリーテリング 注1※、ブックトーク 注2※など、司書の専門性を生かした創造的な活動も進められました。その成果もあり、現在、子どもたちは相当豊富な読書量となってきています。取組みを継続・深化していくことが重要です。

⑥ 学校司書と教職員との連携の充実

それぞれの学校で司書を中心とした教職員向けの研修が進んでいます。今後、読書活動と学習支援を学校全体の取り組みとして積極的に推進していくためには、さらなる連携づくりの具体的な取り組みが必要です。

⑦ 読書の重要性についての家庭への理解の促進

図書館便りや新着図書案内を定期的に配布し、学校図書館の利用が促進され、さらに家庭での読書の大切さを保護者に伝える取り組みも進めました。

⑧ 町立図書館との連携

授業によっては同じテーマの資料が同時に多量に必要な事があります。町立図書館から団体貸し出しや資料のアドバイスが授業でたいへん役立ちました。また、学校を通して町立図書館が主催する行事などを子ども・保護者・教職員に情報提供し、町全体としての読書環境の充実が進みました。

注1※ ストーリーテリング：物語や昔話などを覚えて子どもたちなどの聞き手に語ること。

注2※ ブックトーク：一定のテーマを立てて、「その本の面白さを伝えること」「聞き手にその本を読みたいという気持ちを起させること」を目的に複数の聞き手に紹介する行為。

(2) 今後の課題

町内の、すべての小中学校及び高等学校には学校司書が配置されており、学校図書館の整備・充実が図られ、大きな成果を上げてきました。その中で、引き続き充実させていきたい学校図書館の役割が明らかにされ、今後も次のような課題に取り組んでいく必要があります。

① 子どもの豊かな「学び」を支える（学習・情報センター機能の充実）

学校図書館には、子どもが今学習している内容や、さらに興味関心を広げ発展的な学習にも対応できる本が備わっていることが大切です。新学習指導要領では対話的で主体的な深い学びが示され、各教科の調べ学習等で図書資料を重視する探求的な学習が求められています。これらのことから、今後、子どもの「知りたい」「読みたい」に応え、豊かな「学び」を支えていく学習・情報センターとしての機能をさらに充実させていくことが必要です。

② 魅力のある本が身近にあること（読書センター機能の充実）

子どもがいつも傍らに読みかけの本を持っている姿を目指しています。子どもと本との距離を近づけて、読書活動の質を高めるためには、学校図書館や、学級文庫等に思わず手にとって読みたいくなるような本があることや、わくわくするような棚作りがなされていることが大切です。これらのことから、いつも豊富で新鮮な図書館資料を提供し、子どもたちの多様な思いに応えていく読書センターとしての機能をさらに充実させていくことが必要です。

③ 学校に「子どもと本をつなぐ」専門家がいないこと

学校図書館は、「子どもと本をつなぐ」専任の学校司書がいることにより、子どもがいつ行っても魅力的な本と出会え、「調べ学習」等の時にも調べ方や資料のまとめ方・発表の仕方等の支援が期待できる場所になります。また、学校司書が、子ども一人ひとりを見て、興味関心や個性に応じて本の紹介や本選びの案内をしていくことはとても大切な役割です。今後も、研修や交流を通じてその専門性を高めていく必要があります。

④ 学校図書館環境の充実

魅力ある本との出会いの場として、館内の環境を子どもたちの成長を考えて改善していくことが求められます。

⑤ 読書の大切さや楽しさを家庭や地域に広めていくこと

子どもの読書活動の推進には学校と家庭の連携が大切です。PTA 行事や学校便り、図書館便り等を通して読書の大切さを伝えるとともに、子どもの読書習慣を形成するために、家庭での読み聞かせや、大人が子どもと一緒に読書する機会を増やすような働きかけが必要です。（「うちどく(家読) 注1※」のススメ）

注1※ うちどく(家読)：学校での朝読(朝読書)に対して、家族で読書の時間をともにすることを指す。多気町では、特に、字が読めるようになった年代の子どもにも家族が読んであげることの意義(「耳からの読書」)を重要視し、伝えている。活字ばかりの本でも、耳から聴くと心地よく身体に刻まれる体験となり、自分で読む「読書」への大きな力となる。

4. 町立図書館

多気町は、面積 10,317k m²、人口 14,682 人(2018 年 12 月末現在)(この内 18 歳未満 2,321 人)に対して、町内 2 つの図書館でサービスを行っています。それぞれの地域に密着した、その地域性を生かしたサービスと、その上で 2 つの館がさらに深く広く取り組む連携活動で、町全体のすべての住民にサービスを提供できる環境整備をめざしています。

すべての子どもたちが、自然の中で生まれ、人と人とのあたたかな関係を享受し、成長の過程で自分を励まし支えてくれる本と出会える環境を整えることが、町立図書館の責務です。

さらに、町立図書館は、そのような子どもたちの読書を保障するために民間や関係団体のさまざまな取り組みを支え、地域の読書活動の中心となるよう努めていきます。

(1) 目標の達成状況

① 他機関との連携・支援

図書館は「本を読む場所」「本を借りる場所」にとどまるのではなく、「知る権利」「学ぶ権利」を保障する場です。図書館を通して情報発信、子どもの読書活動の推進、子どもの成長と発達への支援を他機関との連携により推進できました。「子どもの睡眠」に関する講演会といった見えにくい課題を取り上げ発信したことは大きな成果と考えられます。

② 職員体制の整備・充実

専任館長（両館兼任・非常勤）について2年間は配置されましたがその後3年間は不在となりました。また、司書（非常勤）の人員は両館それぞれ4名ずつの配置を継続されましたが、正規職員の配置までは至りませんでした。

③ 町内全域サービスの構築

2つの図書館それぞれが自立し、地域の実状に応じたサービスを提供し、その上で連携をすすめました。移動図書館は2年間保育園へ運行し、その後は依頼のあった関係機関へ運行しており年々回数は増えてきています。また、2017年度より祝日開館を実施しより多くの方へのサービス提供に努めました。

④ 広報活動

様々な媒体により、図書館の事業などを発信し、図書館の意義・役割を伝え、利用を促進するよう努めました。特にケーブルテレビでは「調べる学習コンクール」などの図書館事業の特集番組を作成してもらい内容がよりわかりやすい形で発信できました。また、保育園や関係機関への移動図書館としても読書について発信できました。

⑤ 学校図書館への支援

学校での読書活動と学習活動を支援するために、合同研修や確実な資料提供、学校司書へのアドバイスを行うよう努めました。また、町立図書館と学校図書館の強い連携による「調べる学習コンクール」での受賞は大きな評価となりました。

⑥ 図書館資料の充実と確実な選書・提供

限られた予算の中ではあるが、図書館に来館する子どもや、出前おはなし会での保育園・学校での子どもの様子をふまえ、できる限り丁寧な選書を心がけました。

⑦ 各サービス推進のための検討・提供

「調べる学習コンクール」応募準備のための研修や、これまで構築した各サービスをさらに深められるような研修会を実施できました。また、これらの研修により司書のスキルアップも図りました。

(2) 今後の課題

町立図書館は、すべての住民の「知る権利」「学ぶ権利」を保障するための情報提供の場です。そのために、第1次計画及び第2次計画により10カ年の間に様々な取り組みがなされてきました。

しかし、まだまだ町全体への理解にはつながっていません。すべての方々、すべての子どもたちに図書館のサービスを受けていただけるよう、今後も様々な機関と連携しながら、努めていかなければなりません。そして、子どもたちの体験と読書をつなぎ五感を育み、想像力と創造力を育てることができるよう、また、大人の側も含め「言葉の力・聴く力」について捉え直し、人と人との関係を紡ぎ出す“場”になるよう努めます。

① 町内の「子どもの読書活動」の拠点的役割を果たすこと

子どもの読書活動を推進するための拠点となり、中心的役割を果たさなければなりません。そのために、各家庭における子どもの読書生活を支え、また子育て支援センター・保育園・学校・庁内各部署・サークル・ボランティア団体などとの連携体制を充実させ、学びの場づくり・研修講師派遣などをおして支援をしていくことが必要です。

② 組織・体制の充実をはかること

組織・体制を充実するため、組織の見直しを図るとともに、図書館運営に理解があり権限のある専任館長・正規司書の配置をめざします。また、各館の児童サービス担当司書と全域児童サービス担当司書をはじめ、他のすべての司書が図書館内での協力体制をつくる必要があります。

③ 町内全域サービスに向けて仕組みをつくること

2館それぞれが持つ特性を生かし、町内全域サービスとなるよう努めなければなりません。町内すべての方々・すべての子どもたちに使っていただけるよう、図書館の理解促進を通じた方策を講じる必要があります。

④ 確実な蔵書構築に努めること

子どもたちの日々の喜びや楽しみを保証し成長を見据えた上で、将来にわたる責任ある蔵書構築に努めなければなりません。子どもたちに読書の喜びを知ってもらうため、また、学習の可能性をさらに広げるための調査・研究のためにも、誠実で確実な選書と資料提供が必要です。

⑤ 司書の研修・自己研鑽をとおり、専門性を高めること

それらの課題に取り組むために、司書は専門性をさらに高めなければなりません。日々、自己研鑽に努め、積極的に研修に参加し、それらを仕事に還元していくことが必要です。

第4章 第3次計画の目標と方策

1. 家庭・地域

目標と方策

① 家庭での読書習慣の形成

大人が「子どもに本を読む」ことは、親子の愛着関係や人と人との信頼関係、また子どもの自己肯定感・安定感の形成につながります。そのひとときが楽しい時間となることを実感してもらえよう、1日5～10分の「うちどく（家読）」をすすめます。

② 地域全体への理解の促進

家庭での「うちどく（家読）」をあたたく見守ることのできる地域となるよう、様々な団体や関係機関に理解を求めていきます。スポーツチームや地域行事での連携なども新たに取り入れ、子どもの育ちにとって必要な“自然”・“人と人との関係”・“言葉の力”の大きさをすべての大人が共有できるよう努めます。

2. 保育園

目標と方策

① 保育園の読書環境の整備・充実

いつでも、不思議に感じたことを調べたり、絵本を楽しんだりできるよう保育室にコーナーを作ります。ひとりで楽しんだり、友達と分かち合ったり、集団で保育士に読んでもらったり、多様な楽しみ方が可能となる保育園をめざします。

貸出絵本の充実を図り、興味ある本を借りやすい環境をつくり、各保育園での本の購入も進めていきます。

② 保育士の研修の充実

絵本で子どもの笑顔や豊かな心を引き出せるように豊富な知識を得るための情報交換や研修を受けます。

③ 読書の重要性についての家庭への理解の促進

“子どもに読む”ことの意義を伝え“うちどく（家読）」をすすめます。そのために子どもの成長を様々な側面から捉え、五感を育むことの重要性を伝えていくことにより、親子関係を深めていきます。

④ 町立図書館との連携

町立図書館司書による保育園への訪問(おはなし会)は引き続き継続していきます。また、保護者への理解促進がもっとも重要な年代であるため、町立図書館との合同研修会でその方策を共に学んだり、町立図書館司書による保護者への絵本講座開催を積極的にすすめます。

3. 学校

目標と方策

① 計画的な図書館運営

学校図書館の取り組みを学校全体の運営の中に効果的に位置付け、子どもの読書活動の推進を図っていくため、図書館活動の年間計画を立て、定期的に学校全体で改善点を共有し、恒常的な改善を図っていきます。

② 学校司書の充実

各小中学校専任の学校司書の継続配置と処遇改善に努めます。

学校司書は、子どもたちの「見たい」「知りたい」「読みたい」という要求に応え、教職員がより豊かな教育活動を進める支援をします。また、町立図書館司書と合同で研修・連絡会を持ち、最新の情報や各校の実践を交流することで自らの専門性を高めるとともに、創意工夫のある読書活動の取り組みを進めます。

③ 学校図書館資料の充実

一人ひとりが本の楽しさと出会い、自主的な学習を進めるためには、豊富で新鮮な図書館資料が欠かせません。より魅力的な本や授業で役立つ図書館資料の質的な充実に努めます。

④ 学校図書館環境の充実

子どもが期待感や親しみを持って図書館に足を運び、魅力ある本との出会いの場となるよう努めます。また、様々な子どもの交流や文化活動をする広場としての役割も大切にしていきます。

⑤ 読書活動・学習活動の支援

子どもたちとのかかわりを通じて信頼関係を築き、一人ひとりの成長に合わせて本を手渡していけるよう努めます。年度当初のオリエンテーション、読み聞かせ・ブックトーク・読書案内・ストーリーテリング等の質的向上に努め「子どもと本をつなぐ」ための楽しい行事を創造的に企画していきます。また、教科の学習や総合学習の資料等を準備し、幅広い本の紹介や調べ方学習の方策を検討し教職員と子どもの学習活動を支援します。

⑥ 学校司書と教職員との連携

学校司書は必要に応じて教職員の研修会や職員会議に出席し、子どもたちの実態や学校の課題や教育方針を教職員と共有します。学校司書と教職員は、日頃より授業の進捗や子どもの興味関心事について情報交換し、子どもの「知りたい」「読みたい」思いを喚起したり、それに応えたりできるよう図書館運営を工夫していきます。特に「調べ学習」では、情報の収集・整理の仕方、プレゼンテーション方法、情報モラル等についての学習にも力を入れ、学校司書の授業支援を取り入れた学習形態についても研究を進めます。

⑦ 読書の重要性についての家庭への理解の促進

図書館便りや新着図書案内を定期的に配布し、学校図書館の利用を促進します。また、PTA と連携して、家庭における読書活動を奨励し、読書の大切さを保護者に伝えていきます。

⑧ 町立図書館との連携

町立図書館による団体貸出や、町立図書館司書の学校訪問、学校司書と町立図書館司書の合同会議や研修等、町立図書館との連携を継続して行います。また、学校では、町立図書館が主催する行事等を積極的に子ども・保護者・教職員に情報提供し、町全体としての読書環境の充実にも努めます。

4. 町立図書館

目標と方策

① 他機関との連携・支援

子どもの読書活動を推進するための拠点となり、中心的な役割を果たします。そのために、各家庭における子どもの読書生活を支え、また子育て支援センター・保育園・学校・庁内各部署・サークル・ボランティア団体などとの連携体制を充実させます。そして、子どものまわりの大人としての役割を共有し、町全体に広げていくために共に学びます。その中で、子どもの成長と発達環境との関係、図書館の役割認識などは今後一層重要となってきます。研修のための司書の派遣や支援に努めます。

② 職員体制の整備・充実

現在、専任図書館長は不在であり、司書は非常勤職員で身分が不安定な状態となっています。今後、正規職員の図書館長と司書が配置されることにより組織の充実を目指します。また、図書館での児童サービスの重要性を再確認し、各館の児童サービス担当司書や全域児童サービス担当司書を始め、司書全員で協力体制が構築できるようにします。

③ 町内全域サービスの構築

2館それぞれが持つ特性を生かし、町内全域サービスとなるよう努めます。また、遠隔地や保育園などの他機関への移動図書館構想なども高齢者サービスの視点とあわせ検討していきます。

④ 広報活動

町立図書館の本来の役割を理解していただけるよう、町全体に広報していきます。

そのために、「うちどく（家読）」の「ススメ」のためのリスト作成や子どもの読書への理解を促すパンフレット作成などにも取り組みます。また、SNSを使っでの情報発信にも取り組みます。

⑤ 学校図書館への支援

子どもたちの「自由な読書」への支援と「学習活動」への支援に、引き続き取り組んでいきます。特に、「学習活動」への支援は調べ方学習の方策を検討しながら、学校司書・教職員との連携を強化し合同研修などを重ね、より豊かな学校教育への支援となるよう、努めます。

⑥ 図書館資料の充実と確実な選書・提供

町民すべての方々・すべての子どもたちの学習権を保障するため、幅広い選書で資料の充実に努め、確実な提供に努めます。

⑦ 各サービス推進のための検討・研修

子育て支援・障がい児支援など、これまで構築したサービスをさらに深めるよう努めます。また、その充実のため、様々な課題に取り組むよう、日々、自己研鑽に努め、積極的に研修に参加し、それらを仕事に還元できるよう努めます。

⑧ 読書の土壌を育む場づくり

五感を育み、想像力・創造力を培い、読書の土壌を豊かにする、わらべうた・ワークショップ・食農などの体感の場づくりに取り組みます。

第5章 計画の実現に向けて

本計画に掲げられた各種施策を実現するためには、身近な施設と十分な図書館資料、子どもと本をつなぐ人たちの存在が欠かせません。子どもにかかわる施設、団体、子どもを取り巻くすべての大人が、情報交換を密にし連携して、読書環境の充実に向け努力していきます。

また、この計画の実施状況を把握し推進するために評価委員会を設け、定期的に検証を重ねていきます。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地元公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条

子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条

国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極

的な役割を果たすものとする

(関係機関等との連携強化)

第七条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

第八条

政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2:政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3:前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条

都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2:市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進基本計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進基本計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するようつとめなければならない。

3:都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4:前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2:子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3:国及び地方公共団体は、子どもの読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努め

なければならない。

(財政上の措置等)

第十一条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。